

## 鳥取藝住実行委員会

# 総 会 規 程

### (目的)

第1条 鳥取藝住実行委員会（以下「本会」という。）の総会の運営については、会則第9条及び第10条に定めるもののほか、本規程によるものとする。

### (種別と構成)

第2条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

### (議決事項)

第3条 総会は、会則第10条に定めるもののほか、以下の事項を議決する。

- (1)事業計画及び活動予算
- (2)事業報告及び活動決算の承認
- (3)役員を選任、解任
- (4)その他理事会が提案する重要な事項

### (開催の時期)

第4条 通常総会は、毎年1回会計年度終了後3か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1)理事会が必要と認めたとき
- (2)総会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して召集の請求があったとき
- (3)監事から召集の請求があったとき

### (招集)

第5条 委員長は、前条第2項第1号の規定による理事会の認定又は同第2号若しくは第3号の規定による請求があったときには、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

2 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的記録をもって、少なくとも1週間前までに会員に通知しなければならない。

### (定足数)

第6条 総会は、総会員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

### (議決権)

第7条 総会における会員の議決権は、1会員1票とする。

2 総会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する会員を除いた上で行う。

(書面表決等)

第8条 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は電磁記録をもって表決し、又は出席する会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の規定により表決又は表決を委任した会員は、前2条の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第9条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)日時及び場所

(2)会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること)

(3)審議事項

(4)議事の経過の概要及び議決の結果

(5)議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名、又は記名押印し  
たうえ、この議事録を本会の事務所において据え置かなければならない。

(事務局)

第10条 総会の事務は、事務局長がこれを執り行う。

2 総会の事務執行にあたり必要な細則は、事務局長が別に定めることができる。

(改廃)

第11条 この規程の改廃にあたっては、委員長は理事会においてこれを審議したうえでこれを行い、総会において報告する。

付 則

この規程は令和4年9月16日から施行する。